

遊びのプログラム等に関する専門委員会の終了に当たって

社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会
委員長 大竹 智 他委員一同

○ 令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設置されることとなった。こども家庭庁では、こども政策に関する審議会として、「こども家庭審議会」が置かれることから、遊びのプログラム等に関する専門委員会（以下、「本委員会」）については、今年度をもって議論を終了する旨報告を受けたところである。

○ 本委員会の終了に当たって、これまでの議論の経過等を概観し、今後設置される予定の「こども家庭審議会」に議論を橋渡しするべく、纏めておきたい。

○ 本委員会は、昭和60年に国が設置した国立総合児童センター「こどもの城」が、平成27年3月末に閉館したことに伴い、約30年にわたり蓄積された500を超える先駆的な遊びのプログラムや、「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割について検討を続けることを目的に、平成27年5月、社会保障審議会児童部会の下に本委員会が設置された。

以来、7年にわたり、

- ① こどもの城が開発した遊びのプログラム等の分析、評価について
- ② 新たなプログラムの開発について
- ③ 今後の地域の児童館等のあり方について

などの検討を重ねてきた。

○ 検討の成果として、モデル事業等を通じた取組や議論を踏まえ、児童館における遊びのプログラムを普及するための考え方や方向性を示すことができた。また、児童館ガイドラインの見直しについて検討し改正案を示すことができた。これにより、平成30年に児童館ガイドラインが改正され、全国の児童館や自治体で活用されている。

○ 近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもたちの遊びが制限された際に、感染拡大防止に配慮した遊びのプログラム等の事例・調査データや、

児童館における福祉課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究等、子ども・子育て家庭を取り巻く状況に合わせた議論を行ってきた。

○ こどもの遊びについては、児童館ガイドラインにおいて「遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素がふくまれている」とされている。さらに、児童の権利に関する条約の精神にのっとると、児童館をはじめとするこどもの居場所において、さまざまな遊びや文化的・社会的な体験活動は、こどもの心身の健康増進等、健全育成上、非常に有用であり、不可欠と言える。本委員会設置の経緯からも、遊びのプログラムに関する継続した検討が求められる。

○ また、本委員会では、こどもの意見の尊重や最善の利益の優先などの重要性について改めて確認し、児童館においてこどもが主体的に活動できるような取り組みについての議論もあった。こどもの主体的な活動について、事例収集等を行ってきたところだが、更なるプログラム開発や普及啓発が求められている。特に、児童館は地域に密着した施設であることから、地域社会と交流・連携し、社会資源を活用した遊びや体験活動の機会等を増やすことも重要であるとする。

○ 以上のことから、政府においては、こども家庭庁設置後も本委員会での議論を踏まえ、引き続きこどもの視点に立った、遊びの重要性と、遊びのプログラム等に関する議論を行い、こどもの健全育成施策を進めていくことを期待する。